

重大な事故又は不祥事に関する報告書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者の主たる  
事務所の所在地  
法人等の名称  
代表者の氏名

三崎漁港本港特別泊地及び本港環境整備施設の指定管理者の指定を申請するにあたり、令和2年1月22日から起算して過去3年間に生じた重大な事故又は不祥事について、次のとおり報告します。

- 1 重大な事故又は不祥事の有無
- 2 発生年月日、発生場所、事件又は不祥事の別及びその概要
- 3 発生時の対応及び帰責事由の有無
- 4 発生後の対応、策定した再発防止策の内容及び役職員への周知状況
- 5 現在の状況（紛争継続の有無等）

※ 重大な事故又は不祥事とは、募集開始の日から起算して過去3年間に、申請する団体等（グループ申請の構成団体を含む。）又は申請する団体等の役員若しくは職員の行為により生じた次のものを指します。

- ・ 重大な事故（「神奈川県指名停止等措置要領」第2条の規定に基づき指名停止を行う要件に該当するもの）
- ・ 不祥事（「懲戒処分の指針」の標準例に列挙された行為に相当し団体が処分を行ったもの）

※ なお、対象となる応募団体の役員又は職員（契約社員、派遣社員及び日々雇用職員等の非正規雇用による職員を含みます。）は次のとおりとします。

- ・ これまで指定管理業務を実施したことがない団体等では、当該団体の役員又は県内の事業所の職員
- ・ すでに指定管理業務を行っている団体では、当該団体の役員又は指定管理業務に従事する職員

## 神奈川県指名停止等措置要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する契約の適正かつ円滑な施行を確保するため、有資格業者(競争入札の参加者の資格に関する規則(昭和40年規則第106号)第7条に基づき入札参加資格者名簿に登載された者をいう。以下同じ。)の指名停止等の措置について必要な事項を定めるものとする。

### (指名停止)

第2条 知事は、有資格業者又はその役員若しくは使用人が別表第1、別表第2又は別表第3の各号に掲げる措置要件に該当するときは、別表各号に定める期間、当該有資格業者について指名停止を行うものとする。なお、別表第3の各号に掲げる措置要件を事由とする指名停止は、神奈川県警察本部長からの回答又は通知があった場合とする。

2 前項の規定に関わらず、別表第1及び第2については、既に当該事案について責を負わないことが明らかなき(逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴、無罪確定等)は指名停止を行わない。

3 指名停止期間中の有資格業者について、別件により新たに指名停止を行う場合の始期は、新たに指名停止を決定したときとする。この場合、指名停止の通知は別途行うものとする。

4 同一事案において複数の措置要件に該当する場合は、期間の最も長いものをもって指名停止の期間とする。

5 同一事案において既に指名停止を受けた(指名停止期間中を含む。)有資格業者が、新たに他の措置要件に該当することとなった場合は、最も長い指名停止期間に比して不足する分について指名停止を行う。

### (指名停止の期間の特例等)

第3条 有資格業者が指名停止期間中又は指名停止期間満了後1年を経過するまでの間に別表第1各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別に定める神奈川県指名停止等措置要領の運用基準によることとし、別表第2各号に掲げる措置要件に該当することとなった場合における指名停止の期間は、別表第2各号に定める期間の2倍とする。ただし、原因となる事実又は行為が当初の指名停止を通知した後のものに限ることとし、2倍となる期間は2年を超えることができない。

2 独占禁止法の課徴金減免制度の適用が公表された者が、その旨を知事に申し出た場合における指名停止の期間は、当該制度の適用がなかったと想定した場合の期間の2分の1とする。

3 知事は、有資格業者について特別の事由があると認めるときは、指名停止の期間を短縮することができる。

4 知事は、有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたと認めるときは、別表の期間を延長することができる。ただし、その期間は2年を超えることができない。

5 知事は、指名停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質

な事由が明らかになったときは期間を変更することができる。ただし、その期間は当初の指名停止開始から2年を超えることができない。

6 知事は、指名停止期間中の有資格業者が次の各号の1つに該当することとなった場合は指名停止を解除するものとする。

(1) 当該事案について責を負わないことが明らかになったと認めるとき（逮捕、起訴を措置要件とした場合の不起訴決定、無罪確定等）。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの申立てをしたことにより指名停止となった有資格業者が、裁判所の再生手続き又は更生手続きの開始決定を受けた後、指名停止解除の申し出があったとき。ただし、「工事」に登録している場合は、競争入札参加資格の再認定も受けることを要する。

(3) 別表3の1号及び4号により指名停止を行った場合は、第1号においては12か月、第4号においては3か月を経過した時点における、神奈川県警察本部への照会結果、又は同本部長からの通知により、当該指名停止措置の事由に該当しないと認められたとき。

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第4条 知事は、第2条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格業者である下請負人があるときは、当該下請負人についても指名停止を行うものとする。

2 共同企業体に係る指名停止は、代表者及びその他構成員（代表者以外の構成員をいう。以下同じ。）に対して行うものとし、その他構成員の指名停止期間は代表者の2分の1とする。ただし、次に掲げるその他構成員については、指名停止を行わない。

(1) 共同企業体構成員の責任体制が明らかに区別できる分担施工型の工事であつて、明らかに当該指名停止について責を負わないと認められるその他構成員

(2) 県発注以外の工事を行う特定建設工事共同企業体において、当該共同企業体に対する出資比率が10%未満のその他構成員

（指名停止に伴う契約等の制限）

第5条 入札執行権者は、当該指名停止に係る有資格業者を競争入札に参加させてはならない。指名競争入札において現に指名しているときは指名を取り消すものとする。ただし、当該有資格業者から当該工事に係る入札辞退の申し出があった場合はこの限りではない。

2 契約締結権者は、落札決定者であっても契約締結前に指名停止となった有資格業者を契約の相手方としてはならない。

3 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害時その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

4 契約締結権者は、指名停止期間中の有資格業者に対する工事の下請及び業務委託の再委託を認めてはならない。ただし、指名停止措置要件が「経営不振」である場合には、民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定又は会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を裁判所から受けた後であれば、認めることができる。

5 前4項の規定は、指名停止に係る有資格業者を含む共同企業体についても同様とする。ただ

し、特定建設工事共同企業体の場合はその他構成員について入れ替えを認めることができる。

6 第1項及び第2項については入札公告等により入札前に周知しなければならない。

(指名停止の通知等)

第6条 知事は、次の各号の措置を行ったときは、次の各号の様式により当該有資格業者に対し遅滞なく通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由がある場合は通知しない。

- (1) 第1号様式 第2条又は第4条の規定による指名停止
- (2) 第2号様式 第3条第5項の規定による指名停止の期間の変更
- (3) 第3号様式 第3条第6項の規定による指名停止の解除

2 知事は、指名停止等を行ったときは、「かながわ電子入札共同システム」に登録する。

(報告)

第7条 入札執行権者又は契約締結権者は、発注工事等において指名停止に該当すると思われる事項が発生したときは、事前に相談の上、県土整備局長（工事・コンサルに係るもの）又は会計局長（物品又は一般委託に係るもの）あて第4号様式により報告するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 「神奈川県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（昭和63年4月1日施行）」及び「物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置要領（昭和63年8月1日施行）」は廃止する。ただし、原因となる事実又は行為が平成18年3月31日以前に発生したものについては、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成21年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 別表第1第8号及び別表第2第6号の規定は、施行日以降に県職員によって行われた不適正経理処理から適用する。

附 則

この要領は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 別表第 3 の規定は、施行日以降に有資格者によって行われた行為等について適用するものとする。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 14 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 7 月 25 日から施行する。

別表第1 (工事又はコンサルに係るもの)

措置要件	区 分		期 間
(贈賄) 1 刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	神奈川県発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	24か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	12か月
	県内発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	12か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	県外発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
(工事中の公衆損害事故) 4 不適切な安全管理により公衆に死亡者等の事故を生じたとき (※2)	神奈川県発注契約	死亡者を生じたとき(※1)	24か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき(※1)	12か月
	県内発注者契約	死亡者を生じたとき	12か月
	県外発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
(工事中の工事関係者事故) 5 不適切な安全管理により工事関係者に死亡者等の事故を生じたとき	神奈川県発注契約	死亡者を生じたとき	12か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	6か月
	県内発注者契約	死亡者を生じたとき	6か月
	県外発注者契約	死亡者を生じたとき	3か月
(粗雑工事) 6 工事完了後に過失による粗雑工事が判明したとき	神奈川県発注契約	死亡者を生じたとき	24か月
		負傷者を生じたとき又は重大な損害を与えたとき	12か月
		上記以外の粗雑工事(評定点55点未満を含む)	12か月
	県内発注者契約	死者を生じたとき	12か月

	県外発注者契約	死者を生じたとき	6か月
(県発注契約に関する不正又は違反) 7 県発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	県に損害を与えたとき		24か月
	入札情報を不正に得ようとしたとき		24か月
	入札関係書類に重大な虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		24か月
	契約の履行、検査又は調査を妨害したとき		12か月
	落札者の責に帰すべき事由により契約ができないとき		12か月
	入札関係書類に虚偽記載をしたとき(電子入札での虚偽入力を含む)		6か月
(県不適正経理への関与) 8 県職員による不適正な経理処理に関与したとき	その他契約に違反したとき(現場管理又は品質に関して二度以上の指摘にもかかわらず改善されなかったときを含む)		6か月
	県職員による不適正な経理処理に関与し、県に損害を与えたとき		12か月
(建設業法違反) 9 建設業法違反により監督処分が出されたとき	県職員による不適正な経理処理に関与したとき		3か月
	神奈川県発注契約		12か月
	県内発注者契約		6か月
(法令違反) 10 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	県外発注者契約		3か月
	県に対する行為		24か月
	県内行為		12か月
(代表者の起訴等) 11 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき(※3)	県外行為		6か月
			6か月
(経営不振) 12 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき			経営状態が安定したと認められる日まで

※1 「死亡者」とは、事故発生から24時間以内に死亡した者をいい、「負傷者」とは入院加療を要する者をいう。

※2 「不適切な安全管理」とは、現場代理人等が労働安全衛生法違反等の容疑により逮捕又は起訴されたとき及び県工事にあつては設計図書等による具体的な事故防止措置を怠ったときをいう。

※3 「代表者」とは、肩書きに「代表」を付した者をいう。

別表第2 (物品又は一般委託に係るもの)

措置要件	区 分		期 間
(贈賄) 1 刑法第198条違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(談合等) 2 刑法第96条の6違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	神奈川県発注契約		24か月
	県内発注者契約		12か月
	県外発注者契約		6か月
(不当な取引制限等) 3 独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反したとき	神奈川県発注契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	18か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	6か月
	県内発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	6か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	4か月
	県外発注者契約	公正取引委員会から刑事告発されたとき又は逮捕されたとき	4か月
		排除措置命令又は課徴金納付命令が出されたとき	3か月
(景品表示法違反) 4 不当景品類及び不当表示防止法に違反したとき	県内行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	4か月
	県外行為	内閣総理大臣から措置命令を受けたとき	3か月
(県発注契約に関する不正又は違反) 5 県発注の契約に関して不正な行為をしたとき又は契約違反をしたとき	定価証明書、納入実績書、代理店証明書等提出書類に虚偽の記載をしたとき		3か月
	落札決定後に契約を辞退するなど、著しく信頼関係を損ねる行為があったとき		3か月
	その他契約条件に違反したとき		3か月
(県不適正経理への関与) 6 県職員による不適正な経理処理に関与したとき	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与し、重大な影響を与えたとき		12か月
	「預け金」、「差し替え」など県の不適正な経理処理に関与したとき		3か月
(法令違反) 7 法令違反の容疑により逮捕又は起訴されたとき	業務に関し法令等に違反し社会的影響が大きいとき		3か月



<p>(代表者の起訴等)</p> <p>8 代表者が私的な理由で禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により起訴されたとき又は禁固以上の刑若しくは刑法(明治40年法律第45号)の規定による罰金刑を宣告されたとき</p>	<p>3か月</p>
<p>(経営不振)</p> <p>9 銀行取引停止、民事再生手続申立、会社更生手続申立、事業停止等の経営不振状態に陥ったとき</p>	<p>経営状態が安定したと認められる日まで</p>

別表第3（工事、コンサル、物品又は一般委託に係るもの）

措置要件	期間
<p>（暴力団等）</p> <p>1 有資格業者である個人が神奈川県暴力団排除条例（以下、「条例」という。）第2条に定める暴力団員等であると認められたとき、又は、有資格業者である法人等が条例第2条に定める暴力団経営支配法人等であると認められたとき。</p>	<p>12か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>2 有資格業者が、条例第23条第1項に違反したと認められるとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>3 有資格業者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。</p>	<p>6か月</p>
<p>4 有資格業者又は有資格業者の経営に事実上参加している者が暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。</p>	<p>3か月を経過し、かつ改善されたと認められる日まで</p>
<p>5 不当介入を受けていたにも関わらず、正当な理由なく、県又は警察に通報しなかったと認められたとき。</p>	<p>3か月</p>

※ 様式省略

平成14年10月31日  
改正 平成16年 9月15日  
改正 平成18年 9月15日  
改正 平成19年11月29日  
改正 平成20年 2月 1日  
改正 平成30年 3月 1日

## 懲戒処分の指針

### ○ 基本事項

この指針は、過去における本県（知事部局）職員の不祥事等を参考に、それぞれにおける標準的な処分量定（以下「標準例」という。）を示したものである。

具体的な量定の決定にあたっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか

などのほか、適宜、日ごろの勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものであるが、事案の内容によっては、標準例に掲げていない場合でも免職等の処分もあり得るところであり、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものである。

なお、過去に非違行為を行い、懲戒処分を受けたにもかかわらず、再び非違行為を行った場合は、量定が加重されることとなる。

また、部下職員が懲戒処分を受けた場合にあっては、その指導監督に適正を欠いていたり、部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認していた管理監督者は、責任を問われることとなる。

### ○ 標準例

#### 1 一般服務関係

##### (1) 欠勤

正当な理由なく欠勤（遅刻・早退を含む）した職員は、その日数（時間数）、態様などにより戒告以上の処分を決定

##### (2) 営利企業等の従事

許可なく営利企業等に従事した職員は、減給又は戒告

##### (3) 職場内秩序びん乱

上司又は同僚に対する暴行により職場の秩序を乱した職員は、停職又は減給

##### (4) 秘密漏えい

職務上知ることのできた秘密を漏らし、公務の運営に支障を生じさせた職員は、免職、停職又は減給

##### (5) 個人情報流出等

職務上収集した重要な個人情報、相応の注意義務を怠って流出又は紛失した職員は、減給又は戒告

(6) 収賄

賄賂を收受した職員は、免職

(7) セクシュアル・ハラスメント

相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、身体的接触などの性的な言動を繰り返した職員は、停職又は減給

(8) コンピュータの不適正利用

① インターネットを利用した商取引、業務に関連のないインターネット情報の閲覧等、職場のコンピュータを職務以外の目的で使用した職員は、停職、減給又は戒告

② コンピュータシステム又は情報資産を故意に損壊、改ざん又は情報を漏えいした職員は、免職、停職又は減給

(9) 公文書又は私文書の偽造・変造

行使の目的で、職務に関する公文書若しくは権利、義務若しくは事実証明に関する私文書を偽造又は変造した職員は、免職、停職、減給又は戒告

(10) 不適正な業務執行

虚偽説明や隠蔽等の故意又は重大な過失により事務処理を怠った職員は、停職、減給又は戒告

## 2 公金取扱い

(1) 横領

公金を横領した職員は、免職

(2) 給与等の不適正受給

故意に虚偽の届出をするなどして給料、諸手当等を不正に受給した職員は、停職又は減給

(3) 公金処理不適正

公金の流用など公金の不適正な処理をした職員は、減給又は戒告

## 3 利用者等に対する傷害

暴行により施設利用者等の身体を傷害した職員は、免職又は停職

## 4 公務外非行

(1) 傷害

人の身体を傷害した職員は、停職又は減給

(2) 暴行・けんか

暴行を加え、又はけんかをした職員は、減給又は戒告

(3) 横領

① 自己の占有する他人の物を横領した職員は、免職又は停職

② 遺失物等占有を離れた他人の物を横領した職員は、減給又は戒告

(4) 窃盗

他人の財物を窃取した職員は、免職又は停職

(5) 詐欺・恐喝

人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた職員は、免職又は停職

(6) 麻薬・覚せい剤等の所持又は使用

麻薬・覚せい剤等を所持又は使用した職員は、免職

(7) 淫行

18歳未満の者に対して淫行をした職員は、免職又は停職

(8) わいせつ行為

強制わいせつ、児童ポルノの所持・製造等、痴漢、盗撮、のぞき等のわいせつな行為をした職員は、免職、停職又は減給

(9) 飲酒運転

① 酒酔い運転をした職員は、免職

② 酒気帯び運転により事故を起こした職員は、免職

③ 酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職

④ 酒酔い運転又は酒気帯び運転（以下「飲酒運転」という。）をしていることを知りながら同乗し、又は飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧めた職員は、免職又は停職

(10) 飲酒運転以外の交通事故等

職員の過失、相手方の被害程度などにより処分を決定